

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公表番号】特表2008-547083(P2008-547083A)

【公表日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2008-051

【出願番号】特願2008-516869(P2008-516869)

【国際特許分類】

G 06 F 3/06 (2006.01)

G 06 F 21/24 (2006.01)

H 04 N 5/91 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/06 304 F

G 06 F 12/14 550 A

H 04 N 5/91 P

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月14日(2009.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

命令を格納した1つ以上のコンピュータ読み取り可能媒体であって、前記命令は、通信を直列化する方法をコンピュータに実行させるために実行可能であり、前記方法が、

リムーバブル記憶媒体に格納されたデバイス・ファイルから少なくとも第1セグメントを得るステップであって、前記デバイス・ファイルは、端末と指定されたデバイスとの間の1つ以上の一意のセッションを、前記指定されたデバイスに関連した一意の識別子を使用して記述し、前記1つ以上の一意のセッションを記述する前記デバイス・ファイルの前記第1セグメントは、前記デバイス・ファイル自体に含まれ、前記第1セグメントは前記端末と前記指定されたデバイスとの間の要求とおよび前記端末と前記指定されたデバイスとの間の応答とから成る一群から選択した少なくとも1つを含む、ステップと、

前記リムーバブル記憶媒体の前記デバイス・ファイルに格納する少なくとも第2セグメントを送信するステップであって、前記第2セグメントは、前記端末と前記指定されたデバイスとの間の要求とおよび前記端末と前記指定されたデバイスとの間の応答とから成る一群から選択した少なくとも1つを含む、ステップと、

を備えた、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項2】

請求項1記載のコンピュータ読み取り可能媒体であって、更に、

前記リムーバブル記憶媒体に格納された一意のデバイス・プロファイルに基づいて、前記デバイス・ファイルを選択するステップを備えた、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項3】

請求項1記載のコンピュータ読み取り可能媒体であって、更に、

前記デバイス・ファイルから少なくとも第3セグメントを削除するステップを備えた、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項4】

請求項1記載のコンピュータ読み取り可能媒体において、前記端末および前記指定され

たデバイスは、メディア転送プロトコルを実装する、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 5】

請求項 1 記載のコンピュータ読み取り可能媒体において、前記デバイス・ファイルにおける各要求または応答は、

関係付けられた要求または応答を発見するために用いられる識別子を備えた、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 6】

請求項 1 記載のコンピュータ読み取り可能媒体において、前記デバイス・ファイルはメディア・コンテンツを備えた、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 7】

請求項 1 記載のコンピュータ読み取り可能媒体において、前記デバイス・ファイルは、少なくとも 1 つの転送プロトコル実体を備えた、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 8】

請求項 1 記載のコンピュータ読み取り可能媒体において、前記記憶媒体は複数のデバイス・ファイルを収容し、各デバイス・ファイルはそれぞれの端末とそれぞれの指定されたデバイスとの間の一意のセッションを記述する、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 9】

請求項 1 記載のコンピュータ読み取り可能媒体において、前記記憶媒体の保証部分に前記デバイス・ファイルを格納する、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 10】

命令を格納した 1 つ以上のコンピュータ読み取り可能媒体であって、前記命令は、通信を直列化する方法をコンピュータに実行させるために実行可能であり、前記方法が、

リムーバブル記憶媒体にデバイス・ファイルを作成するステップであって、前記デバイス・ファイルが端末と指定されたデバイスとの間の 1 つ以上の一意のセッションを記述し、前記 1 つ以上の一意のセッションを記述するセグメントは、前記デバイス・ファイル自身に含まれる、ステップと、

前記記憶媒体に格納する一意のデバイス・プロファイルを、前記デバイス・ファイルの一部分として送信するステップであって、前記一意のデバイス・プロファイルが前記指定されたデバイスを特定して、前記記憶媒体をアクセスする任意の後続のデバイスが、異なったデバイス・ファイルと異なったデバイス・プロファイルの作成を必要とするようにする、ステップと、

を備えた、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 11】

請求項 10 記載のコンピュータ読み取り可能媒体であって、更に、前記リムーバブル記憶媒体の前記デバイス・ファイルに格納する少なくとも 1 つの第 1 セグメントを送信するステップを備えており、前記第 1 セグメントは、前記端末と前記指定されたデバイスとの間の要求とおよび前記端末と前記指定されたデバイスとの間の応答とから成る一群から選択した少なくとも 1 つを備えた、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 12】

請求項 10 記載のコンピュータ読み取り可能媒体において、前記端末および前記指定されたデバイスはメディア転送プロトコルを実装する、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 13】

請求項 10 記載のコンピュータ読み取り可能媒体において、前記一意のセッションに関連する情報は少なくとも 1 つの転送プロトコル実体を含む、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 14】

請求項 10 記載のコンピュータ読み取り可能媒体において、前記デバイス・ファイルを前記記憶媒体の保証部分に格納する、コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 15】

1 つ以上のコンピュータ読み取り可能媒体であって、該媒体は、指定されたデバイスと

端末との間のセッション情報を直列化する方法を実行するため該媒体に具現化されたコンピュータ実行可能命令を有しており、前記方法が、

リムーバブル記憶媒体の保証部分にデバイス・ファイルを作成するステップであって、前記デバイス・ファイルが、前記デバイス・ファイルが作成されている前記指定されたデバイスを特定する一意の識別子を含み、前記リムーバブル記憶媒体を利用するさらに別の任意の後続のデバイスが、後続の一意の識別子を備えた後続のデバイス・ファイルを必要とする、ステップと、

前記指定されたデバイスから前記端末に向けられる要求、前記指定されたデバイスが前記端末に供給する応答、前記端末から前記指定されたデバイスに向けられる要求、および前記端末が前記指定されたデバイスに供給する応答、のうちの少なくとも1つを含む少なくとも第1セグメントにアクセスするステップと、

前記少なくとも第1のセグメントを前記リムーバブル記憶媒体に格納するステップと、少なくとも1つの後続の応答を特定するステップであって、前記少なくとも1つの後続の応答は、前記指定されたデバイスと前記一意の識別子を利用する前記端末との間の応答に対する要求または後続の要求に対するものである、ステップと、

を備えた、コンピュータ読み取り可能媒体。